横浜市記者発表資料



令和4年12月1日市民局市民情報課

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2968号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会(会長 藤原 静雄)は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った個人情報一部開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「精神福祉法第45条に基づく照会についての回答」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2968号】

2 諮問までの経過等

答申 番号		決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2968	令和2年6月18日	令和2年7月1日	令和2年7月8日	令和2年7月31日	個人	帳

3 対象保有個人情報、原処分の決定内容、審査会の結論

答申 番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
	「精神福祉法第45条に基づく照会についての回答」(以下「本件保有個人情	個人情報一部開示 横浜市個人情報の保護に関する条例(平成 17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情 報保護条例」という。)第22条第7号に該 当 (回答についての問合せ先の所在地、電話 番号及び担当部署は、限られた官公署等と	の結論 原処分 妥当
		の連絡に使用されており、開示することにより、本来の業務に支障をきたすなどの弊害を生じるおそれがあるため)	

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
2968	《精神障害者保健福祉手帳に係る事務について》 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)では、精神疾患を有

答申番号

判断の要旨

する者のうち、精神障害(発達障害・てんかんを含み、知的障害を除く。)のため、長期に わたり日常生活又は社会生活への制約がある者に対し、精神障害者保健福祉手帳(以下「手 帳」という。)を交付することとされている。

横浜市では、手帳の交付に係る事務については、交付申請の受付及び手帳の交付を各区福祉保健センター高齢・障害支援課(郵送申請の受付は、横浜市健康福祉局精神通院医療・手帳事務処理センター)で行い、障害等級判定業務並びに手帳の交付の決定及び作成を健康福祉局障害福祉保健部こころの健康相談センターで行っている。

2968

手帳の交付申請の際には、申請者は、精神障害者保健福祉手帳申請書、手帳の交付を受ける本人の写真及び精神障害者保健福祉手帳用診断書又は精神障害を支給事由とする国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金若しくは特別障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)に基づく特別障害給付金等の給付を現に受けていることを証する書類(年金証書、年金振込通知書、特別障害給付金受給資格者証等の写し)を提出することとなっている。

《本件保有個人情報について》

ア 本件保有個人情報は、審査請求人が特定年月日に手帳の交付申請のために提出した、精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けていることを証する書類の内容について、実施機関が日本年金機構中央年金センターへ照会した際の回答文書である。そして、本件保有個人情報には、回答への問合せ先として、当該回答文書を発出した日本年金機構中央年金センターの所在地、電話番号及び担当部署(以下「所在地等」という。)が記載されているほか、申請者の氏名、住所、生年月日、年金証書の記号番号、支給事由、障害等級等が記載されている。

実施機関は、回答についての問合せ先の所在地等を条例第22条第7号に該当するとして 非開示としている。

イ そして、本件審査請求において、審査請求人は、本件保有個人情報を発出した機関の所 在地等について開示するよう求めているため、当審査会では回答についての問合せ先の所 在地等の非開示事由該当性について判断する。

《条例第22条第7号該当性について》

- ア 本件処分では、実施機関は、本件保有個人情報のうち、回答についての問合せ先の所在 地等は、限られた官公署等との連絡に使用されているため、非公表とする前提で回答され ており、公表することで日本年金機構が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすお それがある等と主張しているので、以下検討する。
- イ 年金業務については、一般市民の関心が高く、日々多くの一般市民からの問合せがあって、年金業務に関する各問合せ窓口も整備されている。

一方、本件では、回答についての問合せ先の所在地等は、一般市民からの問合せ先として設けられているものではなく、限られた官公署等との連絡に使用されていることからすれば、開示により、一般市民からの問合せの架電、来訪及び書類送付等がなされると、日本年金機構が人員や労力を割くことを余儀なくされる等して、本件のような地方公共団体からの照会に対する回答等を含む事務又は事業の遂行が遅延する蓋然性がある。

したがって、「支障」の程度は実質的なものであるし、「おそれ」の程度も法的保護に値する蓋然性が認められる。

よって、回答についての問合せ先の所在地等は、本号柱書に該当する。

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR4.html

5 条例(抜粋)

横浜市個人情報の保護に関する条例

(開示しないことができる保有個人情報)

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

(第1号から第6号まで省略)

(7) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(アからオまで省略)

お問合せ先	
, 1 4 2 - 2 - 2	
市民局市民情報課長 小林 且典 Tel	045-671-3881